（これらの規定を第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第三十七条の八及び第三十七条の十第二項（第三十七条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第二項の八、第三十七条の十の八、第三十七条の十第二項及び第三十七条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第三十七条の二第二項（第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の八第一項（第三十七条の十第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十七第一項（第三十七条の十三第一項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の十七第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の二第二項	第十九条（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第五項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十五条第三項	第五十九条第二号	
第五十五条から第五十六条の二（第四号及び第五号に係る部分を除く。）まで又は第五十七条から第五十九条まで		第六十条第二号	
第二十二条の三第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項			第六十条の二第一号

（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第一項			

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任）

第七条　改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法（以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。）第三十七条の六の二、なお効力を有する旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第七条、第十条第一項及び第二項、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、同条第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項及び第二項、第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項並びに第十八条並びになお効力を有する旧ガス事業法第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するものは、指定旧供給地点を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

第八条　改正法附則第三十三条第一項の規定により経済産業大臣が旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給区域等小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給区域等小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2　改正法附則第三十三条第二項の規定により経済産業大臣が旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給地点小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給地点小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

（権限の委任）

第九条　改正法附則第四十一条第一項の政令で定める規定は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八条から第二十条まで、第二十六条第一項並びに第二十六条の二第一項の規定、改正法附則第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の規定、改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第三十七条の六の二並びに第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八条、第十九条並びに第二十六条第一項の規定並びに改正法附則第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条の規定とする。

2　改正法附則第四十一条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（次項及び第四項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。